

平成27年第3回阿波市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成27年9月25日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	20番 稲岡正一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
----------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 藤井正助
政策監 市原俊明	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 瀬尾勇雄
健康福祉部長 高島輝人	産業経済部長 天満仁
建設部長 友行義博	教育次長 吉田一夫
教育次長 高田稔	企画総務部次長 後藤啓
市民部次長 三浦康雄	健康福祉部次長 安丸学
産業経済部次長 阿部芳郎	建設部次長 大野芳行
吉野支所長 大塚洋一	土成支所長 郡久美子
阿波支所長 秋山雅彦	会計管理者 三木利彦
財政課長 石川久	水道課長 塩田英司
農業委員会局長 妹尾明	監査事務局長 那須啓介

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 重 夫

事務局主幹 野 崎 順 子

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

- 日程第 1 議案第 4 8 号 平成 2 6 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 議案第 4 9 号 平成 2 6 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第 5 0 号 平成 2 6 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第 5 1 号 平成 2 6 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 5 2 号 平成 2 6 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 5 3 号 平成 2 6 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 5 4 号 平成 2 6 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 5 5 号 平成 2 6 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 5 6 号 平成 2 6 年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 1 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 2 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 3 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 4 議案第 6 1 号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 6 2 号 阿波市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度板野郡西部学校給食組合一般会計歳入歳出決

算認定について

(日程第1～日程第16 委員長報告・質疑・討論・採決)

追加日程第1 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第17 発委第3号 阿波市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第18 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長（木村松雄君） ただいまの出席議員数は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

- 日程第 1 議案第48号 平成26年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 議案第49号 平成26年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第50号 平成26年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第51号 平成26年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第52号 平成26年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第53号 平成26年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第54号 平成26年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第55号 平成26年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第56号 平成26年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第57号 平成27年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第58号 平成27年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第59号 平成27年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第60号 平成27年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1

号) について

日程第 1 4 議案第 6 1 号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について

日程第 1 5 議案第 6 2 号 阿波市個人情報保護条例の一部改正について

日程第 1 6 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度板野郡西部学校給食組合一般会計歳入歳出  
決算認定について

○議長（木村松雄君） 日程第 1、議案第 4 8 号から日程第 1 6、議案第 6 3 号までを議題といたします。

以上の案件につきましては、各常任委員会、決算審査特別委員会に付託してありますので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長森本節弘君。

○総務常任委員長（森本節弘君） おはようございます。

議長のご指名がございましたので、総務常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る 9 月 1 5 日、委員 6 名が出席して会議を開き、付託されました議案第 4 9 号平成 2 6 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 5 1 号平成 2 6 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 5 3 号平成 2 6 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 5 5 号平成 2 6 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 5 7 号平成 2 7 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）所管部分について、議案第 5 8 号平成 2 7 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 5 9 号平成 2 7 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 6 1 号阿波市手数料徴収条例の一部改正について、議案第 6 2 号阿波市個人情報保護条例の一部改正についての以上市長提出議案 9 件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり認定、可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第 4 9 号平成 2 6 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員から、基金の積立状況や会計状況について質疑がありました。理事者からは、基金は 2

6年度末で約4億3,000万円である。積立状況は、県の指導により毎月の保険給付費の二、三カ月分を積むようにしている。平成27年9月分は、合併後一番多く2億3,000万円であった。現在5億円をめどに基金を積み立てたいと考えている。また、委員から、会計状況が改善されているようであるが、今後の見通しはどのように考えているのか質疑があり、理事者から、平成25年度は初めて単年度収支が黒字になったが、平成26年度は315万円の赤字となった。市の国民健康保険の加入者はだんだん減ってきているが、65歳から75歳未満の前期高齢者の方がふえてきており、医療費が上がってきている。国民健康保険税においては、税の軽減世帯の該当者が多いため、賦課総額が平成26年度より約4,000万円の減となった。今後、歳出の医療費はふえ、歳入の国民健康保険税が減るという傾向となり、財政運営が厳しくなると思われる。将来、赤字が大きくなったとき、税率を上げない方向で進めるためにも、今後も引き続き基金を積んでいきたいとの答弁でございました。

次に、議案第57号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第3号）所管部分については、企画総務部関係では、委員から、消防雑入の住民を守る震災に強いまちづくり事業助成金の200万円について質疑がありました。理事者より、この助成金は、公益財団法人徳島県市町村振興協会が、市町村が実施する安全・安心な地域づくりを推進するため、災害等の発生時に備え必要な生活物資を備蓄するための経費として、200万円を限度として4分の3を補助する事業である。この歳入に対しての歳出は、消耗品費101万円と備品購入費179万3,000円を合わせた280万3,000円である。内訳は、消耗品として、災害等の発生時の生活物資並びに防災訓練等に使用する保存食3,000食と保存水2,400本、備品購入費として、災害等の発生時に備え必要な生活物資を備蓄する防災倉庫の購入を予定しているとの答弁でした。

また、市民部関係では、委員から、マイナンバーの付番の仕組みと、番号によって住所が固定されることはないのかという質疑がありました。理事者から、マイナンバーは、現在の11桁の住民票コードに1桁追加した12桁の番号であり、住所地の市町村長が指定する。マイナンバーを指定するときは、番号の重複を避けるため、あらかじめ地方公共団体情報システム機構に対して生成を依頼し、データを送付する。阿波市は、6月20日時点でデータを送付している。その後、地方公共団体情報システム機構から付番されたマイナンバーが送られてきたら、市町村長はこれを住民票に記載して、本人に通知することになっている。本人への通知カードの発送は10月からの予定である。また、番号はランダ

ムに付番されるため、その番号で、阿波市である、徳島県であるという住所はわからないようになっているとの答弁でした。

以上、総務常任委員会の審査結果と経過の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（木村松雄君） 以上で総務常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長香西和好君。

○文教厚生常任委員長（香西和好君） おはようございます。

議長の名がございましたので、文教厚生常任委員会の審査結果と経過をご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月16日、委員7名が出席して会議を開き、付託されました議案第50号平成26年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号平成26年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第3号）の所管部分について、議案第60号平成27年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第63号平成26年度板野郡西部学校給食組合一般会計歳入歳出決算認定について、以上議案5件について、関係部署から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、提出議案は全て原案のとおり認定及び可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

議案第50号平成26年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員から、介護保険給付準備基金の現在高1億2,919万3,000円について、この基金額は適正な水準の額であるかとの質疑があり、理事者から、10年後には団塊の世代が75歳以上となる超高齢化社会となる。27年度から3カ年計画の阿波市第6期介護保険計画においては、介護保険給付準備基金を3,000万円程度取り崩す予定であり、現段階では運営可能な基金残高であると考えているとの答弁がありました。

次に、議案第54号平成26年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて、委員から、公債費元利償還金に係る交付税措置はいつまでであるのかとの質疑があり、理事者から、26年度における元利償還金は8,004万3,728円の決算額であり、交付税措置がなされている。また、現時点での起債の償還は、平成40年までとなっているとの答弁がありました。

次に、議案第57号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第3号）の所管部分について、教育委員会関係では、委員から、文化振興費の文化財維持管理費45万9,000円の増額補正について、より詳細な説明が求められ、理事者から、市の天然記念物である柿原小学校のユーカリが台風11号の被害に遭い、大枝が折れた。樹木医による傷の修復、殺虫剤散布、コーティングを実施し、雨水の浸入防止のため切り株に板金をかぶせるという費用を計上しているとの答弁があり、委員からは、市内に数多くある文化財の維持管理、保護に努めるよう要望がありました。

健康福祉部関係では、委員から、第3子以降の保育料無料化に係る対象人数について質疑があり、理事者から、多子保育料無料化についての県事業補助対象人数は137人であるが、市事業においては所得制限を設けていないので、補助対象人数が25人増加するとの答弁があり、さらに委員から、この事業は県補助によるものか、市単独事業であるのかとの問いには、理事者から、県は所得制限を設けているが、市は所得制限を設けていない。県補助金対象事業分には647万8,000円の歳入見込みであり、市事業である所得制限を設けていない拡大部分については、581万8,000円の一般財源の持ち出しによるものとなるとの答弁がありました。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 以上で文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまから、委員長報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

これで文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長樫原伸君。

○産業建設常任委員長（樫原 伸君） 議長のご指名がございましたので、産業建設常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る9月17日、委員6名が出席して会議を開き、付託されました議案第



52号平成26年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号平成26年度阿波市水道事業会計決算認定について、議案第57号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第3号）についての所管部分、以上市長提出議案3件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託されました議案は全て原案のとおり認定及び可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑内容の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

議案第56号平成26年度阿波市水道事業会計決算認定についてに関してですが、委員から、未収となっている水道料金にはどのような取り組みをしているのかとの質疑がありました。理事者からは、料金の徴収などについてはジェネッツに業務を委託しており、検針、請求、料金の引き落としから滞納者への督促状、催告状、停水予告通知書などの発送、給水停止までのサイクルを確立している。徴収率は96.79%から98.47%へと1.68%上昇しているが、市内での転居や相続などにより、給水停止になっているにもかかわらず使用を続けている方もいることから、今まで以上にジェネッツと連携をし、さらなる徴収率の向上に努めたいと答弁がありました。

議案第57号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第3号）についての所管部分に関してですが、産業経済部関係で、観光費や温泉センター費の予算に関し、さまざまな質疑が出されました。委員から、桜の苗木を植えるということだが、桜のほかにもみじなどの植樹はしないのか、市民の方から歩く場合にトイレがなくて困っているとの声があるが、やすらぎ空間整備事業は今後どういう方向性で進めていくのか質疑がありました。理事者からは、やすらぎ空間整備事業は5年間の計画であり、桜以外にもみじ、ツツジなども計画的に植樹している。また、トイレの修繕や整備についても計画しているとの答弁がありました。また、委員から、温泉センター費の修繕費が計上されているが、今後の維持管理費の見通しや指定管理者の運営状況について質疑があり、理事者からは、今回の補正予算は、土柱休養村センターの電気設備の修繕費である。建物の修繕については今後の検討課題であるが、今のところ大きな修繕の予定はない。指定管理者の運営状況については、経営努力をしていただき、年々入館者数は増加しているとの答弁がありました。

以上、産業建設常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 以上で産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまから、委員長報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、決算審査特別委員会委員長出口治男君。

○決算審査特別委員長（出口治男君） 議長のご指名がございましたので、決算審査特別委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月14日、委員8名が出席して部局ごとに会議を開き、付託されました議案第48号平成26年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果、本案を原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

まず、教育委員会の審査において、委員から、スーパー食育スクール事業委託金195万2,000円と英語教育強化地域拠点事業委託金127万5,000円について質疑がありました。理事者より、スーパー食育スクール事業委託金は1年間の事業であり、伊沢小学校で行われた。子どもたちが、農業体験、地場産野菜を使った調理実習や地域生産者との交流などを通して食に関する知識と望ましい食習慣を身につけることで、学業や生活習慣病予防に及ぼす効果などを検証し、食に関する指導事例の作成を行う事業である。また、英語教育強化地域拠点事業委託金は文部科学省の4年間の事業であり、阿波市が英語活動に力を注いできたことが認められ、阿波中学校区が指定を受けている。全国で14件程度の採択で、県内では阿波市だけが指定を受けている。国際社会で活躍できる子どもたちを育成するための取り組みを実践するとともに、指導方法や授業内容の研究開発を行っているとの答弁でした。

次に、健康福祉部の審査において、委員から、介護保険を適用されていない高齢者に対しての市独自の支援策である軽度生活援助事業使用料の歳入23万7,000円について質疑があり、理事者より、この事業は、介護保険対象外である65歳以上の高齢世帯に対して軽易な日常生活の援助を行う事業である。外出時の付き添いや買い物、掃除、洗濯等の援助を1時間当たり220円の自己負担で利用する事業である。平成26年度の利用延

べ人数は250人、利用延べ回数は1,039回である。委員より、このような事業を知らない市民も大勢いるので、周知に力を入れてほしいと要望がありました。

最後に、経済産業部の審査において、委員から、歳入、農林水産業費県補助金の新規就農総合支援事業補助金4,500万円と、歳出、農業振興費の経営体育成支援事業費助成金1,636万円について質疑があり、理事者より、新規就農総合支援事業補助金の歳入内訳は、平成26年度給付の19名、2,625万円と、国の経済対策の一環としての平成27年度前倒し給付分の16名、1,875万円、総額4,500万円である。この補助金は、新たに農業を始める青年等を対象に、農業の経営が軌道に乗るまでの最長5年間を支援するため、年間最大150万円を給付する制度である。また、農業振興費の経営体育成支援事業費助成金1,636万1,000円の歳出内訳について、1,046万4,000円が農業用機械等を取得するための助成金であり、対象件数は7件である。残りの589万7,000円は、台風被害による施設の再建等の補助金であるとの答弁でした。

以上、決算審査特別委員会の審査結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 以上で決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

これで決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員会、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、議案第57号に対する反対討論の発言を許します。

10番松永渉君。

○10番（松永 渉君） 議長の許可を得ましたので、議案第57号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第3号）の反対討論を始めます。

歳入、13款使用料及び手数料、1項使用料、3目民生使用料、3節児童福祉使用料、減額の1,877万4,000円及び10目教育使用料、4節幼稚園使用料、減額の258万8,000円について反対討論をいたします。

この減額は、議員の皆さんもご存じのとおり、徳島県の阿波っ子はぐくみ保育料助成事業を利用して、今年度4月にさかのぼり、3子以降の保育所、認定こども園及び幼稚園の

使用料を無料化するための減額補正であります。私が反対しているのは、財源の半分を負担する徳島県は所得制限があるのに、阿波市が一般財源を使い、所得制限をなくしていることでもあります。聞くところによりますと、所得制限をなくした理由については、子どものことなので、みんな同じように無料化したい、また近隣市町村の多くが所得制限を撤廃しているということでもあります。私も、子育て支援は、全ての子どもたちが同じ支援を受けるためには、所得制限はなくしてもいいと考えています。しかし、この事業は、全ての子どもが対象ではありません。第3子以降の約17%の子どもが対象であり、子どもたちの一部であります。そのために、経済的理由で子どもを1人しか産めない家庭には経済的支援がなく、3人以上の子どもに恵まれ、所得が十分にある家庭に経済的支援を行います。その結果、経済的支援が必要な多くの子育て家庭に対して所得格差や子育て支援格差を広げることとなり、生活格差を是正すべき福祉の本質に反した、間違った子育て支援策となります。また、近隣市町村のほとんどが所得制限を撤廃しているということですが、間違った所得制限の撤廃をまねするのではなく、より高い子育て支援策を考えるべきであります。

それでは、所得制限撤廃に反対する理由についてお話をします。

この事業は、多子世帯の第3子以降の児童の保育料を無料化することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進することを目的とする、すなわち第3子以降の子育ての経済的支援であります。しかし、少子化の大きな原因は、経済的理由による既婚率の低下や経済的理由による出産数の低下であります。すなわち、所得が少ないから結婚できない、所得が少ないから子どもは産まない、子どもは1人にしておくなど、少子化の大きな原因となっています。経済最優先社会において、労働者派遣法の制定などにより、非正規労働者が全体の40%となり、給与は正規労働者の2分の1から3分の1であります。所得格差、生活格差が広がる格差社会となる中で、阿波市でも既婚率は約70%まで低下し、合計特殊出生率は1.4まで低下しています。このような状況の中で、結婚して3人以上の子どもに恵まれていることは、本当に幸せな家庭であります。その上、所得が十分ある人に経済的支援をすることは間違いであります。経済的理由で結婚ができない、経済的理由で子どもが産めない、子どもは1人にしておくなど、経済的負担が結婚や出産に影響している多くの人に経済的支援をすべきであります。ちなみに、所得制限がかかる人、所得が十分にあり、結婚をし、子どもが3人以上いる人は、対象者全体の約3%であります。経済的負担が結婚や出産に影響する対象者はた

くさんいます。所得制限がかかる3%の人の財源を、より経済的支援の必要な多くの人に回すべきではありませんか。わずかな財源でも、より必要な人たちで分かち合うことが福祉の本質であります。わずかな財源を全ての子どもたちに分かち合う、助け合うは、子育て支援の本質でもあります。

また、所得制限をなくすことは、もう一つ大きな問題があります。この事業が3子以降の一部の子どもが対象となるため、3%の人に対する経済的支援が97%の人に対して所得格差、生活格差、教育格差、子育て支援格差を生むことになり、福祉行政の目的に反することです。所得制限を撤廃すれば、生活格差をつくり出す間違った子育て支援策となります。例えば、所得制限をつけ、その財源を第2子への子育て支援の充実に使えば、子育ての全世帯が対象となり、格差の是正もできます。議員の皆さんも、そうすべきと考えませんか。議員の仕事は、公正公平な行政ルール of 制定と改廃であります。すなわち、議会は、税金をより効率的に、効果的に行政サービスにつなげるためのチェック機関であり、公正公平な行政ルール of 制定を仕事としています。所得制限をつけることは、生活格差を生む子育て支援策を是正し、より経済的支援が必要な多くの子育て世帯に支援するための反対討論であります。

見識豊かな議員の皆様には、公正公平な行政ルールを制定する、また公開の場である議場で、議会のチェック機能、議会の本来の役割を市民の皆様を示すための、この補正予算に反対することをお願いしまして、私の反対討論といたします。

○議長（木村松雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

17番香西和好君。

○17番（香西和好君） 議長の許可をいただきましたので、議案第57号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について、賛成議員を代表して賛成討論をさせていただきます。

本予算は、阿波市の現状において、国や県からの交付金、補助金等の有効な活用を図り、各分野にバランスよく予算を配分し、市民ニーズに応えられる補正予算であることを評価いたします。具体的には、戸籍住民基本台帳費においてマイナンバー制度に移行するための業務費、子育て支援関係として多子世帯保育料等軽減事業を計上しており、地方創生の趣旨に即した予算となっております。また、農地費において、農業振興の基盤整備を図る県営土地改良事業負担金、道路橋りょう費において、市道の修繕や新設改良等に伴う道路新設改良費並びに市内の幹線道路整備事業に係る地方道整備事業費、災害復旧におい

て、台風 11 号に係る農林水産施設災害復旧費や土木施設災害復旧費が組み立てられており、市民の幸せと本市の活性化のための非常に重要な本予算であります。議員各位のご賛同をいただくようお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（木村松雄君） これで議案第 57 号に対する討論を終結します。

これをもって討論は全て終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第 48 号平成 26 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第 56 号平成 26 年度阿波市水道事業会計決算認定についてまでの計 9 件を一括して採決いたします。

各委員長の報告はいずれも認定です。

各委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第 48 号から議案第 56 号までは原案のとおり認定されました。

次に、議案第 57 号平成 27 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）についてを採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

本案は各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（木村松雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号平成 27 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてから議案第 60 号平成 27 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてまでの 3 件を一括採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第 58 号から議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号阿波市手数料徴収条例の一部改正について及び議案第 62 号阿波市個人情報保護条例の一部改正についての 2 件を一括採決いたします。

委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号及び議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号平成26年度板野郡西部学校給食組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から追加議案として、お手元に配付のとおり、諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問案件1件が提出されました。

お諮りいたします。

諮問案件1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

追加日程第1 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（木村松雄君） 追加日程第1、諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日追加提案いたしております。

す議案について提案理由の説明を申し上げます。

諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

平成27年12月31日をもって任期が満了する人権擁護委員の後任につきまして、法務大臣に対し次の者を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所につきましては、阿波市市場町香美字八幡本236番地、氏名、佐藤英一郎、生年月日は昭和25年9月17日生まれでございます。

佐藤氏は、温厚誠実な人柄で、地域住民からの信望も厚く、人権擁護委員として適格者であると考えますので、よろしくお願い申し上げます。

任期につきましては、平成28年1月1日から平成30年12月31日までの3年間となります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議案につきましては、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、諮問第4号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第17 発委第3号 阿波市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（木村松雄君） 次に、日程第17、発委第3号阿波市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長原田定信君。

○議会運営委員長（原田定信君） おはようございます。



議長の許可をいただきましたので、発委第3号阿波市議会会議規則の一部を改正する規則については議会運営委員会の委員会発議でございますので、委員長の私から提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、近年の男女共同参画の状況や社会情勢などを勘案し、本市議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議及び委員会における欠席の届け出の取り扱いに関して、出産の場合の欠席の届け出を新たに規定し、明示するものであります。その改正内容は、会議の欠席の届け出第2条及び委員会の欠席の届け出第91条に、それぞれ出産のため出席できないときはあらかじめ欠席届を議長及び委員長に提出することができるという項を加えるものです。

施行日につきましては、公布の日から施行いたします。

以上、発委1件を提案いたしますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

以上。

○議長（木村松雄君） 説明が終わりました。

発委第3号は、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

発委第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（木村松雄君） 日程第18、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、市長からご挨拶がございます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 平成27年第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

最初に、1点ご報告申し上げます。

去る9月12日、アエルワにおきまして、本県出身の落語家笑福亭学光さんをお招きし、介護予防講演会を開催したところであります。高齢化が進む中、老老介護や介護疲れによる家庭崩壊など、大きな社会問題とされておりますが、「笑いと介護」と題しての講演では、笑うことで認知症予防の免疫力が高まる、日常生活における笑いの重要性など、来場者約320人が笑いながら認知症の予防方法を学んだところであります。

さて、今議会は9月1日に開会以来、本日まで25日間の長期にわたりまして慎重なご審議を賜り、提出いたしました各議案等につきまして全て原案どおりご決定いただき、まことにありがとうございました。今議会において賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては十分に検討し、今後の市政の運営に活かしてまいりたいと存じます。

朝夕めっきり涼しくなりましたが、議員各位におかれましては健康には十分にご留意され、引き続き市政発展のため格別のご支援、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） これで本日の会議を閉じます。

平成27年第3回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午前10時52分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員